

ベビーシッター利用内容内訳表

(別表)

<留意事項>

- ① 児童ごと、利用月ごとに、1か月の利用分を1回にまとめて1部ずつ作成してください。同じ月の利用分を複数回に分けての申請はできません。
- ② 保育利用料に対する助成です。交通費、入会金、会費、キャンセル料、保険料、おむつ代等の実費、家事援助、その他のサービス提供の費用は助成対象外です。また、助成上限時間(児童ひとりにつき144時間/年度(多胎児・障害児・ひとり親288時間/年度))を超えた利用分は助成対象外となります。
- ③ 「領収書」、「利用内容(利用した児童名・利用日・利用時間・保育利用料の内訳・利用したベビーシッター名)がわかる明細書」、「要件証明書」を添付してください。いずれも事業者発行で発行日記載のものがが必要です。
- ④ 助成上限額は、7時～22時の利用は2,500円/時間、22時～翌7時の利用は3,500円/時間です。
《利用時間×2,500円(3,500円)》と《助成対象保育利用料》を比較して、低い金額が助成額となります。
- ⑤ 児童1人ごと1か月単位で利用時間を合計し、1時間に満たない「分」単位を切り捨てて計上します。
- ⑥ 7時～22時の利用と22時～翌7時の利用それぞれに1時間に満たない利用時間があり、これを合算すると1時間を超えるとき、22時～翌7時の利用時間が30分以上の場合は3,500円、30分未満の場合は2,500円を上限に助成します。
- ⑦ 原則、使用した割引は、保育利用料から差し引きます。保育利用料以外に充当できる割引を使用した場合は、割引内容及び、割引が保育利用料以外に充当できることが明確に分かる事業者発行の書類を添付してください。
- ⑧ 原則、クーポンや割引券などを使用した場合の利用した保育時間の減算はできません。利用時間を減算する場合は、実際に利用した時間帯のうち、クーポンや割引券などを使用した時間帯が「具体的に」確認できる利用事業者発行の書類が必要です。
- ⑨ 未就学児のきょうだいの場合は、保護者とベビーシッターが共同して保育を行い、かつ保護者が契約において同意している場合(=共同保育)に助成対象となります。ひとり当たりの保育利用料金は保育利用料金の合計をきょうだい数で割り、算出した料金となります。
- ⑩ 保育利用料として小数点以下の端数が出たときは、切り捨てとなります。

令和	年	月分	フリガナ 児童名	※本様式に記入のない利用は「申請しない」と見なします。										
No.	申請する 利用日		利用時間帯 (24時間表示)				7:00～22:00 利用時間数①		22:00～7:00 利用時間数②			共同 保育 利用 (✓ 記入)	保育利用料 (クーポンなどの割引前)	
1	日	:	～	:	時間	分	時間	分	時間	分		円		
2	日	:	～	:	時間	分	時間	分	時間	分		円		
3	日	:	～	:	時間	分	時間	分	時間	分		円		
4	日	:	～	:	時間	分	時間	分	時間	分		円		
5	日	:	～	:	時間	分	時間	分	時間	分		円		
6	日	:	～	:	時間	分	時間	分	時間	分		円		
7	日	:	～	:	時間	分	時間	分	時間	分		円		
8	日	:	～	:	時間	分	時間	分	時間	分		円		
9	日	:	～	:	時間	分	時間	分	時間	分		円		
10	日	:	～	:	時間	分	時間	分	時間	分		円		
合計					時間	分	時間	分				円		
											クーポン等割引券利用合計額	円		

※記入欄が不足し、複数枚にわたる場合、右上に1/2, 2/2のようにご記入の上、1枚目に1か月の合計時間・合計金額を記入して下さい。

区 記 入 欄	合計時間数(①+②)		時間	分			
	7時～22時		時間	×	2,500	円	円
	22時～翌7時		時間	×	3,500	円	円
	保育利用料から割引金額を差し引いた助成対象保育利用料(a)		円		助成上限額(b)		円
	選定額=(a)と(b)を比較して低い額						円